茨城県報　第１８３１号

平成18年12月７日

木　曜　日

## 目　次

### 告　示

ページ

◉医療機関及び施術機関の指定，廃止及び変更（福祉指導課）……1
◉救急告示病院の申出の撤回（医療対策課）……3
◉救急医療協力診療所の指定（医療対策課）……4
◉指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更（高齢福祉課）……4
◉指定居宅介護支援事業者の変更（高齢福祉課）……5
◉大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）……5
◉大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（２件）（中小企業課）……6
◉換地計画の決定（農地整備課）……10
◉道路の区域の変更（４件）（道路維持課）……10
◉道路の供用の開始（道路維持課）……12
◉急傾斜地崩壊危険区域の指定（２件）（河川課）……12
◉土地改良区役員の退任（土地改良事務所）……14
◉土地改良区役員の就任（２件）（土地改良事務所）……14

### 公　告

◉特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）……15
◉特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課）……16
◉公共測量の実施（用地課）……16
◉開発行為の工事完了（11件）（建築指導課）……16
◉道路の位置の指定（２件）（建築指導課）……18

### （病院事業管理者）

◉落札者等の公示（２件）……19

### 正　誤

◉平成18年３月31日付け茨城県報号外第55号中……20

## 告　示

**茨城県告示第1362号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関及

び施術機関について，次のとおり指定，廃止及び変更したので，同法第55条の２の規定に基づき告示する。

平成18年12月７日

茨城県知事　橋　本　昌

| コード<br>名称 | 所在地 | 診療科目等 | 開設者 | 指定等年月日 | 区分 |
|---|---|---|---|---|---|
| 0113365<br>福井内科クリニック | 水戸市河和田２－８－１ | 内科，循環器科，消化器科，胃腸科，呼吸器科，小児科 | 福井　利章 | 平成18年９月30日 | 廃止 |
| 0114322<br>医療法人　福井会 | 水戸市河和田２－８－１ | 内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・小児科 | 医療法人　福井会 | 平成18年10月１日 | 指定 |
| 758<br>山本接骨院 | 神栖市波崎9283 | 柔道整復 | 山本　敬吉 | 平成18年10月31日 | 廃止 |
| 821<br>山本接骨院 | 神栖市土合東１―10000―671 | 柔道整復 | 山本　敬吉 | 平成18年11月１日 | 指定 |
| 7110224<br>延島病院 | 桜川市東飯田600 | 内科・外科・呼吸器科・放射線科・胃腸科・消化器科 | 医療法人　同愛会 | 平成18年８月31日 | 廃止 |
| 7110265<br>医療法人同愛会　延島クリニック | 桜川市東飯田600 | 内科・外科・呼吸器科・消化器科・肛門科・小児科・皮膚科・循環器科・耳鼻科 | 医療法人　同愛会 | 平成18年９月１日 | 指定 |
| 2110161<br>中村眼科医院 | ひたちなか市勝田中央７―19 | 眼科 | 中村　丹雄 | 平成18年９月30日 | 廃止 |
| 2111342<br>医療法人社団　雄々会<br>中村眼科医院 | ひたちなか市勝田中央７―19 | 眼科 | 医療法人社団雄々会 | 平成18年10月１日 | 指定 |
| 1610377<br>根本産婦人科医院 | 笠間市八雲１－８―14 | 内科・小児科・産婦人科 | 医療法人　慈永会 | 平成18年９月30日 | 廃止 |
| 1610526<br>医療法人慈永会　根本産婦人科医院 | 笠間市八雲１－４―21 | 産婦人科・小児科・内科 | 医療法人　慈永会 | 平成18年10月１日 | 指定 |
| 0113852<br>もり眼科 | 水戸市河和田町長谷原4405―117 | 眼科 | 森　俊樹 | 平成18年９月30日 | 廃止 |
| 0114306<br>医療法人　もり眼科 | 水戸市河和田町長谷原4405―117 | 眼科 | 医療法人　もり眼科 | 平成18年10月１日 | 指定 |
| 013310<br>原田歯科クリニック | 水戸市内原町817―２ | 歯科 | 池岡　智之 | 平成18年９月30日 | 廃止 |
| 0133336<br>原田歯科クリニック | 水戸市内原町817―２ | 歯科・小児歯科 | 医療法人　三真会 | 平成18年10月１日 | 指定 |
| 0113910<br>仲本内科クリニック | 水戸市渋井町248―２ | 内科 | 仲本　信也 | 平成18年９月30日 | 廃止 |
| 0114314<br>仲本内科クリニック | 水戸市渋井町248―２ | 内科 | 医療法人　仲本内科クリニック | 平成18年10月１日 | 指定 |
| 1910579<br>犬童こどもクリニック | 牛久市上柏田４―54―10 | 小児科・内科・外科・皮膚科・耳鼻咽喉科 | 犬童　道治 | 平成18年９月30日 | 廃止 |
| 1910652<br>医療法人社団道華会　犬童こどもクリニック | 牛久市上柏田４―54―10 | 小児科 | 医療法人社団道華会 | 平成18年10月１日 | 指定 |
| 0113688<br>九段クリニック水戸 | 水戸市酒門町955―１ | 内科・循環器科・リハビリテーション科 | 阿部　博幸 | 平成18年９月30日 | 廃止 |
| 0114298<br>九段クリニック水戸 | 水戸市酒門町955―１ | 内科・消化器科・循環器科・リハビリテーション科・放射線科 | 医療法人　博翠会 | 平成18年10月１日 | 指定 |

| コード<br>名称 | 所在地 | 診療科目等 | 開設者 | 指定等年月日 | 区分 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1810324<br>岩本病院 | 坂東市沓掛850 | 内科・外科・循環器科・胃腸科・放射線科 | 岩本　淳子 | 平成18年９月30日 | 廃止 |
| 1810365<br>岩本医院 | 坂東市沓掛850 | 内科・外科・循環器科・胃腸科・放射線科 | 岩本　淳子 | 平成18年10月１日 | 指定 |
| 0140131<br>めうがや成井薬局 | 水戸市大工町２－１－22 | 調剤 | 成井　　正 | 平成18年９月25日 | 廃止 |
| 0142657<br>めうがや成井薬局 | 水戸市大工町２－１－22 | 調剤 | 成井　　博 | 平成18年９月26日 | 指定 |
| 2440117<br>松前台調剤薬局 | 守谷市松前台１－14－３ | 調剤 | ㈲アポロ | 平成18年９月30日 | 廃止 |
| 2440265<br>つばさ薬局 | 守谷市松前台１－16－10 | 調剤 | 有限会社　アポロ | 平成18年10月１日 | 指定 |
| 0114280<br>内原眼科クリニック | 水戸市中原町西135 | 眼科 | 中島希和子 | 平成18年10月４日 | 指定 |
| 822<br>菊池　英司　(柳町中央整骨院) | 水戸市千波町2056－28 | 柔道整復 | 菊池　英司 | 平成18年11月24日 | 指定 |
| 288<br>治療室いなむら | 水戸市新荘２－13－49 | はり・きゅう | 稲村　洋志 | 平成18年10月13日 | 指定 |
| 167<br>治療室いなむら | 水戸市新荘２－13－49 | あん摩マッサージ | 稲村　洋志 | 平成18年10月13日 | 指定 |
| 823<br>小菅　陽彦（みどり野整骨院) | 牛久市南６－４－１ | 柔道整復 | 小菅　陽彦 | 平成18年11月24日 | 指定 |
| 1711175<br>丸野脳神経外科医院 | 取手市稲853 | 脳神経外科・内科 | 丸野　博子 | 平成18年９月29日 | 指定 |
| 1711167<br>松丸内科クリニック | 取手市下高井1969－14 | 内科・消化器科 | 松丸　一彦 | 平成18年10月６日 | 指定 |
| 1910611<br>井上内科クリニック | 牛久市栄町５－45－１ | 内科 | 井上由加利 | 平成18年10月13日 | 指定 |
| 824<br>花畑整骨院 | つくば市花畑３－20－５ | 柔道整復 | 磯島　昌彦 | 平成18年10月25日 | 指定 |
| 825<br>山﨑　久史（永信堂整骨院) | つくば市山中480－152 | 柔道整復 | 山﨑　久史 | 平成18年10月25日 | 指定 |
| 1740749<br>薬局レモン | 取手市本郷５－９－25 | 調剤 | 有限会社　ライズ調剤 | 平成18年11月１日 | 指定 |
| 361<br>伊藤接骨院 | 龍ヶ崎市佐貫142 | 柔道整復 | 伊藤　輝夫 | 平成18年９月15日 | 廃止 |
| 444<br>山中接骨院 | 古河市駒羽根988 | 柔道整復 | 山中　俊武 | 平成18年10月31日 | 廃止 |
| 3831274<br>阿見さくら歯科 | 稲敷郡阿見町阿見4168－１ | 歯科・小児歯科・歯科口腔外科 | 医療法人　紫峰会 | 平成18年10月19日 | 変更 |

**茨城県告示第1363号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項に規定する救急病院である次の病院については，その開設者から同令第２条第２項の規定による申出の撤回があったので，同項の規定により告示する。

平成18年12月７日

茨城県知事　橋　本　昌

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| 長田病院 | 水戸市大足町980 |

**茨城県告示第1364号**

次の診療所については，その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第２条の規定による申出があったので，同規則第３条第１項の規定により救急医療協力診療所に指定する。

平成18年12月７日

茨城県知事　橋　本　昌

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| 長田医院 | 水戸市大足町980 |

**茨城県告示第1365号**

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条及び第115条の５の規定に基づき，次のとおり変更届出があったので，同法第78条及び同法第115条の９の規定により告示する。

平成18年12月７日

茨城県知事　橋　本　昌

| 介護保険事業所番号 | 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 変更内容 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0870101201 | 有限会社ケアショップケーアンドエム | 有限会社ケアショップケーアンドエム | 水戸市元吉田町1596－１ | 福祉用具貸与 | 事業所の所在地（旧所在地：水戸市元吉田町1398－１） | 平成18年９月１日 |
| 0870101201 | 有限会社ケアショップケーアンドエム | 有限会社ケアショップケーアンドエム | 水戸市元吉田町1596－１ | 介護予防福祉用具貸与 | 事業所の所在地（旧所在地：水戸市元吉田町1398－１） | 平成18年９月１日 |
| 0870101201 | 有限会社ケアショップケーアンドエム | 有限会社ケアショップケーアンドエム | 水戸市元吉田町1596－１ | 特定福祉用具販売 | 事業所の所在地（旧所在地：水戸市元吉田町1398－１） | 平成18年９月１日 |
| 0870101201 | 有限会社ケアショップケーアンドエム | 有限会社ケアショップケーアンドエム | 水戸市元吉田町1596－１ | 特定介護予防福祉用具販売 | 事業所の所在地（旧所在地：水戸市元吉田町1398－１） | 平成18年９月１日 |
| 0873300594 | 株式会社UNITY | 地域ネットワーク福祉用具事業所 | 那珂郡東海村石神内宿1664－２ | 福祉用具貸与 | 事業所の名称（旧名称：株式会社地域ネットワーク） | 平成18年10月１日 |
| 0873300594 | 株式会社UNITY | 地域ネットワーク福祉用具事業所 | 那珂郡東海村石神内宿1664－２ | 介護予防福祉用具貸与 | 事業所の名称（旧名称：株式会社地域ネットワーク） | 平成18年10月１日 |
| 0873300594 | 株式会社UNITY | 地域ネットワーク福祉用具事業所 | 那珂郡東海村石神内宿1664－２ | 特別福祉用具販売 | 事業所の名称（旧名称：株式会社地域ネットワーク） | 平成18年10月１日 |

| 介護保険事業所番号 | 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 変更内容 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0873300594 | 株式会社UNITY | 地域ネットワーク福祉用具事業所 | 那珂郡東海村石神内宿1664－２ | 特定介護予防福祉用具販売 | 事業所の名称（旧名称：株式会社地域ネットワーク） | 平成18年10月１日 |
| 0870101383 | 関彰商事株式会社 | 関彰商事株式会社ホームライフ部エイジフリーグループ水戸 | 水戸市泉町３－４－26 | 福祉用具貸与 | 事業所の名称（旧名称：松下電工エイジフリー介護チェーン水戸） | 平成18年10月１日 |
| 0870101383 | 関彰商事株式会社 | 関彰商事株式会社ホームライフ部エイジフリーグループ水戸 | 水戸市泉町３－４－26 | 介護予防福祉用具貸与 | 事業所の名称（旧名称：松下電工エイジフリー介護チェーン水戸） | 平成18年10月１日 |
| 0870101383 | 関彰商事株式会社 | 関彰商事株式会社ホームライフ部エイジフリーグループ水戸 | 水戸市泉町３－４－26 | 特定福祉用具販売 | 事業所の名称（旧名称：松下電工エイジフリー介護チェーン水戸） | 平成18年10月１日 |
| 0870101383 | 関彰商事株式会社 | 関彰商事株式会社ホームライフ部エイジフリーグループ水戸 | 水戸市泉町３－４－26 | 特定介護予防福祉用具販売 | 事業所の名称（旧名称：松下電工エイジフリー介護チェーン水戸） | 平成18年10月１日 |
| 0860690023 | 医療法人宮田医院 | みやた訪問看護ステーション | 筑西市丙58－３ | 訪問看護 | 事業所の名称（旧名称：宮田病院訪問看護ステーション） | 平成18年11月１日 |
| 0860690023 | 医療法人宮田医院 | みやた訪問看護ステーション | 筑西市丙58－３ | 介護予防訪問看護 | 事業所の名称（旧名称：宮田病院訪問看護ステーション） | 平成18年11月１日 |

**茨城県告示第1366号**

介護保険法（平成９年法律第123号）第82条の規定に基づき，次のとおり変更届出があったので，同法第85条の規定により告示する。

平成18年12月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

| 介護保険事業所番号 | 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 変更内容 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0860690023 | 医療法人宮田医院 | みやた訪問看護ステーション | 筑西市丙58－３ | 居宅介護支援事業所 | 事業所の名称（旧名称：宮田病院訪問看護ステーション） | 平成18年11月１日 |

**茨城県告示第1367号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は，本日から４月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成18年12月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　株式会社コジマ

代表取締役　小　島　章　利

栃木県宇都宮市星が丘二丁目１番８号

⑵　株式会社ニトリ

代表取締役　似　鳥　昭　雄

北海道札幌市手稲区新発寒６条１丁目５番80

２　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）水戸笠原ショッピングセンター

水戸市笠原町188－１　外

⑵　変更しようとする事項

ア　駐輪場の位置

イ　荷さばき施設の位置

ウ　廃棄物保管施設の位置

⑶　変更する年月日

平成19年２月28日

⑷　変更する理由

施設計画の変更のため。

３　届出年月日

平成18年11月16日

**茨城県告示第1368号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成18年12月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら内原店

水戸市内原町内原駅北土地区画整理地21街区１画地

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第５条第１項）

平成18年７月20日

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者氏名 |
|---|---|---|
| 株式会社しまむら | 埼玉県さいたま市北区宮原町２－19－４ | 野　中　正　人 |

ウ　大規模小売店舗の新設をする日

平成19年３月１日

エ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,249㎡

オ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

㈠　駐車場の収容台数　58台

㈡　駐輪場の収容台数　20台

㈢　荷さばき施設の面積　78㎡

㈣　廃棄物等の保管施設の容量　43㎥

カ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

㈠　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）　午前10時

（閉店時刻）　午後８時

㈡　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前９時30分～午後８時30分

㈢　駐車場の自動車の出入口の数

４箇所

㈣　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午後９時～午前２時

キ　届出年月日

平成18年６月30日

２　市町村の意見

| 市町村名 | 意見の概要 | 理由 |
|---|---|---|
| 水戸市 | ・来店時，退店時の経路設定及び誘導方策について，周辺交通の安全確保の観点からの適切な措置を講じられたい。<br>・従業員用駐車場と共用となるＰ－２において，一般利用者の駐車スペース９台が常時確保されるための適切な方策を講じられたい。 | ・経路設定や誘導方策は，交差点との位置関係等において，安全性の確保の観点から事前確認が必要であると考えられるが，届出書において示されている設定や方策では不十分と考えられるため。<br>・Ｐ－２において，一般利用者駐車場と従業員用駐車場は分離させることが望ましいと考えるが，やむを得ず共用となることにより，一般駐車場９台が侵害されないための方策が必要であると考えられるため。 |

| | | |
|---|---|---|
| | ・駐車場出入口付近への誘導員の配置及び進路を明確にした案内板の設置をされたい。 | ・内原イオン来店者が帰宅進路を把握できないことによると思料される交通事故が発生していることから，帰宅進路を明確にすることにより交通事故を防止するため。 |
| | ・閉店後の駐車場閉鎖及び駐車スペースの車止め等の設置をされたい。<br>・車両出入り口の位置，幅員，構造等については，水戸市建設部道路管理課と協議願いたい。 | ・夜間青少年の蝟集及び暴走行為等を防止するため。<br>・関係法令（道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事））の適切な運用を図ることにより，地域の生活環境を保持するため。 |
| | ・廃棄物保管容量について，業種の特徴を鑑み，繁忙期等において容量不足が発生した場合には，十分な容量の確保又は回収頻度について適切な措置をとられたい。 | ・廃棄物保管施設の容量を算出するため，排出量を16㎥と予測し，廃棄物等の保管容量を43㎥として必要な保管施設容量を満足していることとなっている。しかしながら，届出書記載の平面図による保管施設の床面積は12.2㎡であり，保管容量を43㎥とするには保管施設全体に廃棄物を高さ3.5mまで積み上げることになる。したがって，記載された廃棄物保管施設容量の数値について，実際に想定される利用様態との乖離が考えられるとともに，繁忙期等において現実的に対応しうるか疑問が残るため。 |
| | ・廃棄物搬出作業における作業車両と来客車両の交錯を防ぐための適切な車両動線設定及び安全対策を講じられたい。 | ・廃棄物保管施設が駐車場に近接することから，時間帯によっては作業車両と来客車両の交錯が考えられるため。 |

**茨城県告示第1369号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成18年12月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ロックシティ水戸南

東茨城郡茨城町長岡3480番地　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第５条第１項）

平成18年８月14日

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者氏名 |
|---|---|---|
| 株式会社カスミ | つくば市西大橋599番１号 | 小濵　裕正 |
| 株式会社アルペン | 愛知県名古屋市西区児玉三丁目35番18号 | 水野　泰三 |

ウ　大規模小売店舗の新設をする日

平成19年３月21日

エ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

20,065㎡

オ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

⑦　駐車場の収容台数　1,833台

⑴　駐輪場の収容台数　573台

⑼　荷さばき施設の面積　1,063㎡

⑽　廃棄物等の保管施設の容量　127㎥

カ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

⑦　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）　午前７時（一部午前９時）

（閉店時刻）　翌午前０時（一部午後10時）

⑴　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前６時30分（一部午前８時30分）～翌午前０時30分（一部午後９時）

⑼　駐車場の自動車の出入口の数

３箇所

⑽　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

キ　届出年月日

平成18年７月20日

２　市町村の意見

| 市町村名 | 意見の概要 | 理由 |
|---|---|---|
| 茨城町 | ・交通整理員を配置し適切な誘導の実施<br>・監視員及び従業員等による青少年（児童生徒）への生活指導の実施<br>・指針に基づき周辺住民から苦情等がないよう配慮する。 | ・大規模店舗の出店により交通渋滞及び事故等が懸念される。<br>・遊興施設等の設置による青少年の非行化が懸念される。<br>・大規模店舗の出店による周辺住民の生活環境の急激な変化が懸念される。 |

**茨城県告示第1370号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により県営土地改良事業箱田東部地区（第２換地区）に係る換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2　縦覧期間

平成18年12月８日から

平成19年１月11日まで

3　縦覧の場所

笠間市役所

**茨城県告示第1371号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成18年12月７日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年12月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　赤塚馬口労線

3　道路の区域

| 区　　間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延　　長 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|
| 水戸市姫子二丁目187番４地先から<br>水戸市姫子二丁目６番１地先まで | 旧 | メートル<br>最大　9.0<br>最小　6.0 | メートル<br>100 | |
| | 新 | 最大　20.5<br>最小　6.0 | 100 | 現道拡幅 |

**茨城県告示第1372号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成18年12月７日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年12月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　　一般国道

2　路　線　名　　355号

3　道路の区域

| 区　　間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延　長 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| 石岡市国府７丁目7073番６地先から<br>石岡市石岡字南町15086番地先まで | 旧 | メートル<br>最大　36.0<br>最小　10.0 | メートル<br>127 | |
| | 新 | 最大　54.0<br>最小　10.0 | 127 | 現道拡幅 |

**茨城県告示第1373号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成18年12月７日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年12月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　飯岡石岡線

3　道路の区域

| 区　　間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延　長 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| 石岡市中津川字砂田1799番地先から<br>石岡市中津川字後田2026番地先まで | 旧 | メートル<br>最大　28.0<br>最小　5.0 | メートル<br>107 | |
| | 新 | 最大　50.0<br>最小　21.0 | 107 | 現道拡幅 |

**茨城県告示第1374号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成18年12月７日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年12月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　土浦坂東線

3　道路の区域

| 区　　間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延　長 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| 坂東市勘助新田4221番５地先から<br>坂東市幸田新田4232番５地先まで | 旧 | メートル<br>最大　7.0<br>最小　6.0 | メートル<br>200 | |
| | 新 | 最大　17.0<br>最小　9.0 | 200 | 歩道新設 |

**茨城県告示第1375号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成18年12月７日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年12月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路　線　名　県道　常陸那珂港山方線

2　供用開始の区間　那珂郡東海村大字照沼字渚768番９地先から

那珂郡東海村大字照沼字渚768番９地先まで

3　供用開始の期日　平成18年12月22日

**茨城県告示第1376号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定に基づき，次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお，その関係図書は，茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

平成18年12月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　区域の名称

会瀬南地区　急傾斜地崩壊危険区域

2　土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から標柱８号までを結んだ線，及び標柱８号から国道245号の東側境界線に沿って標柱９号までを結んだ線，及び標柱９号から標柱15号までを順次右回りに結んだ線，及び標柱15号と標柱１号を結んだ線に囲まれた区域

また，標柱16号から標柱21号までを順次右回りに結んだ線，及び標柱21号と標柱16号を結んだ線に囲まれた区域

| 市郡名 | 町村名 | 大字名 | 字名 | 地　番 | 標柱番号 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 日立市 | | 会瀬町 | １丁目 | 535 | ① | |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 535 | ② | |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 国有地 | ③ | |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 国有地 | ④ | |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 国有地 | ⑤ | |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 531 | ⑥ | |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 529<br>530 | ⑦ | 境界線上の点 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 529<br>国道245号<br>市道 | ⑧ | 各々の交点 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 521<br>524<br>国道245号 | ⑨ | 各々の交点 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 516<br>520 | ⑩ | 境界線上の点 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 515<br>516<br>520 | ⑪ | 各々の交点 |

| 市郡名 | 町村名 | 大字名 | 字名 | 地　　番 | 標柱番号 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 日立市 | | 会瀬町 | １丁目 | 518<br>国有地 | ⑫ | 境界線上の点 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 国有地 | ⑬ | |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 国有地 | ⑭ | |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 国有地 | ⑮ | |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 513 | ⑯ | |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 510 | ⑰ | |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 国有地 | ⑱ | |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 国有地 | ⑲ | |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 国有地 | ⑳ | |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 518<br>国有地 | ㉑ | 境界線上の点 |

**茨城県告示第1377号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定に基づき，次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお，その関係図書は，茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県竜ヶ崎土木事務所において縦覧に供する。

平成18年12月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

１　区域の名称

福田地区　急傾斜地崩壊危険区域

２　土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から２号を結んだ線，及び標柱２号から市道（東）1110号線及び市道（東）1058号線の南側境界線に沿って標柱６号までを順次結んだ線，及び標柱６号から標柱10号までを順次結んだ線，及び標柱10号と標柱１号を結んだ線に囲まれた区域

| 市郡名 | 町村名 | 大字名 | 字名 | 地　　番 | 標柱番号 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 稲敷市 | | 福田 | 大峰 | 533－１ | ① | |
| 〃 | | 〃 | 一本榎 | 1500－１<br>市道（東）1110号線 | ② | 境界線上の点 |
| 〃 | | 〃 | 一本榎 | 1500－１<br>市道（東）1058号線<br>市道（東）1110号線 | ③ | 各々の交点 |
| 〃 | | 〃 | 一本榎 | 1500－２<br>市道（東）1058号線 | ④ | 境界線上の点 |
| 〃 | | 〃 | 一本榎 | 1500－２<br>市道（東）1058号線 | ⑤ | 境界線上の点 |
| 〃 | | 〃 | 一本榎 | 1501<br>1502<br>市道（東）1058号線 | ⑥ | 各々の交点 |
| 〃 | | 〃 | 大峰 | 527<br>528 | ⑦ | 境界線上の点 |
| 〃 | | 〃 | 大峰 | 528 | ⑧ | |

| 市郡名 | 町村名 | 大字名 | 字名 | 地　番 | 標柱番号 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 稲敷市 | | 福田 | 大峰 | 532－１ | ⑨ | |
| 〃 | | 〃 | 大峰 | 533－１ | ⑩ | |

**茨城県告示第1378号**

石岡市南台三丁目２番１号に事務所を置く石岡台地土地改良区から次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成18年12月７日

茨城県土浦土地改良事務所長　萩　島　利　孝

| 職　名 | 氏　名 | 住　所 |
|---|---|---|
| 理　事 | 伊　能　淑　郎 | 小美玉市小川1472番地 |
| 〃 | 鈴　木　三　男 | かすみがうら市上土田390番地 |
| 〃 | 鶴　町　和　夫 | 小美玉市上玉里1261番地 |
| 〃 | 仲　田　昭　一 | 笠間市下郷4046番地１ |

**茨城県告示第1379号**

日立市助川町１丁目１番１号日立市役所内に事務所を置く本郷前土地改良区から，次のとおり役員が就任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同法第18条第17項の規定により公告する。

平成18年12月７日

茨城県高萩土地改良事務所長　大　津　　武

１　就　任

| 職　名 | 氏　名 | 住　所 |
|---|---|---|
| 理　事 | 和　田　浩　一 | 日立市十王町伊師2995番地 |
| 〃 | 鈴　木　利　文 | 〃　伊師本郷443番地の１ |
| 〃 | 清　水　光　親 | 〃　伊師944番地の５ |
| 〃 | 河　井　満　男 | 〃　伊師本郷596番地 |
| 〃 | 伊　師　一三男 | 〃　伊師本郷419番地 |
| 〃 | 小　室　清　文 | 〃　伊師1378番地 |
| 〃 | 橋　本　　武 | 〃　伊師本郷478番地 |
| 〃 | 鈴　木　政　昭 | 〃　伊師本郷461番地 |
| 監　事 | 沼　田　忠　男 | 〃　伊師1440番地の１ |
| 〃 | 岡　村　正　勝 | 〃　伊師本郷329番地の２ |
| 〃 | 橋　本　　修 | 〃　伊師本郷480番地 |

**茨城県告示第1380号**

かすみがうら市牛渡365番地に事務所を置く霞ヶ浦土地改良区から次のとおり役員が就任した旨，土地改良法（昭

和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成18年12月７日

茨城県土浦土地改良事務所長　萩　島　利　孝

| 職　名 | 氏　　名 | 住　　所 |
|---|---|---|
| 理　事 | 中　川　治　男 | 土浦市神立町664番地１ |
| 〃 | 宮　島　利　之 | 〃　菅谷町1469番地63 |
| 〃 | 萩　原　　敏 | かすみがうら市南根本706番地 |
| 〃 | 塩　田　　栄 | 〃　戸崎2580番地 |
| 〃 | 小　室　　勲 | 〃　西成井1107番地２ |
| 〃 | 郡　司　宣　雄 | 〃　岩坪1666番地２ |
| 〃 | 野　村　和　義 | 〃　宍倉6150番地48 |
| 〃 | 田　中　博　昭 | 〃　宍倉6165番地85 |
| 〃 | 浅　野　一　男 | 〃　宍倉6188番地49 |
| 〃 | 下　平　好　美 | 〃　宍倉6194番地67 |
| 〃 | 古　渡　勝　樹 | 〃　宍倉2587番地 |
| 〃 | 大久保　　恭 | 〃　宍倉3155番地３ |
| 〃 | 富　山　勝　登 | 〃　宍倉4875番地 |
| 〃 | 白　石　　浩 | 〃　宍倉2493番地１ |
| 〃 | 池　田　有　宏 | 土浦市菅谷町乙1467番地 |
| 監　事 | 石　森　竹　一 | かすみがうら市三ツ木32番地１ |
| 〃 | 平　野　　亨 | 〃　宍倉6302番地 |
| 〃 | 後　藤　昌　司 | 〃　宍倉6196番地68 |
| 〃 | 圓城寺　和　則 | 〃　宍倉4558番地 |

## 公　　告

**◉特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定に基づき，特定非営利活動法人の設立の認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第２項の規定により公告する。

なお，当該申請に係る同条第１項第１号，第２号イ，第５号，第７号及び第８号に掲げる書類は，平成19年１月24日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸１丁目５番38号　茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成18年12月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　申請のあった年月日

平成18年11月24日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人　ピュア・ＹＯＳＨＩＤＡ

３　代表者の氏名

吉　田　里　子

４　主たる事務所の所在地

茨城県水戸市新荘１丁目２番18号

５　定款に記載された目的

この法人は，中途身体障害者が個人の尊厳を保持しつつ，自立した居住生活を地域社会に於いて営む事の実現に寄与する様，支援する事を目的とする。

**◉特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第４項の規定に基づき，特定非営利活動法人の定款変更認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により公告する。

なお，当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は，平成19年１月22日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸１丁目５番38号　茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成18年12月７日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　申請のあった年月日

平成18年11月20日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人　にこにこサービス

（設立認証：平成12年４月13日，設立：平成12年４月17日）

３　代表者の氏名

新　井　長　雄

４　主たる事務所の所在地

茨城県古河市鴻巣758番地

５　定款に記載された目的

この法人は，高齢者及び身障者に対して，在宅介護サービス及びバリアのない暮らしやすい住宅の改修と福祉用品の販売事業を行い，福祉社会の質的向上に寄与することを目的とする。

**◉公共測量の実施**

測量法（昭和24年法律第188号）第５条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので，同法第39条の規定において準用する同法第14条第３項の規定により公示する。

平成18年12月７日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　測 量 機 関　　古河市

２　作業の種類　　航空写真撮影　撮影縮尺　１：10,000

３　作 業 期 間　　平成18年11月17日から平成19年３月31日まで

４　作 業 地 域　　古河市全域

**◉開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したの

で，同法第36条第３項の規定により公告する。

平成18年12月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿嶋市大字谷原字垣ノ内1373番，1374番，1375番１，同番２

2　事業主の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内１－６－６

九州石油株式会社

代表取締役社長　木　原　　誠

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

潮来市水原字谷原3079番２，同3080番１，同番２，同番３

2　事業主の住所及び氏名

潮来市水原3080番地

高須産業株式会社

代表取締役　高　須　平　司

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市溝口字北ノ内632番２

2　事業主の住所及び氏名

千葉県銚子市新生町２－７－14

株式会社トラヤ

代表取締役　遠　藤　孝　二

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市矢田部字十町歩12776番の一部，同12777番２，同番５，同番８，同番10，同番11，同番13，同番14，同番23，同番25，同番26の一部

2　事業主の住所及び氏名

神栖市波崎9102番地

株式会社　リゾートインあおの

代表取締役　青　野　　弘

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市月出里字下林565番63

2　事業主の住所及び氏名

稲敷市月出里565番地281

及　川　　透

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市穴倉字台山4996番１

2　事業主の住所及び氏名

かすみがうら市稲吉東６丁目７番16号Ａ－105

飯　村　敏　彦

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市上大野字谷中2163番２

2　事業主の住所及び氏名

古河市新久田209番地１　ポム・ドテール103

塩　谷　泰　秀，塩　谷　祐希子

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字矢畑字矢畑西306番２

2　事業主の住所及び氏名

結城市大字鹿窪1375番地38

岩　田　圭　二

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字西繁昌塚9692番７

2　事業主の住所及び氏名

結城市大字結城9532番地の35

稲　葉　加　代

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市冨田字新留上431番１

2　事業主の住所及び氏名

坂東市岩井4915番地の３

有限会社　ヘアル・サーフィー・トレーディング

代表取締役　ハズラット・フセイン

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字西泉田字社口245番地

2　事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字西泉田607番地

草　間　小百合

**◉道路の位置の指定**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年12月７日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

| 指定番号 | 指定年月日 | 申請者 | | 道路の位置 | 道路の幅員及び延長 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 氏名 | 住所 | | 幅員 | 延長 |
| 鹿総建指令<br>第 380 号 | 平成18年11月24日 | 平野　進一 | 潮来市小泉2066 | 潮来市曲松南2244番８，同番12，同番13，同番14 | メートル<br>5.90 | メートル<br>29.90 |

| 指定番号 | 指定年月日 | 申請者 | | 道路の位置 | 道路の幅員及び延長 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 氏名 | 住所 | | 幅員 | 延長 |
| 西総建指令<br>第 872 号 | 平成18年11月29日 | 阿久津　清 | 桜川市鍬田原1392番地７ | 桜川市犬田鍬田原1208番１ | メートル<br>4.20 | メートル<br>34.75 |

(病院事業管理者)

**◉落札者等の公示**

次のとおり落札者等について公示します。

平成18年12月７日

茨城県病院事業管理者　古　田　直　樹

1　落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

磁気共鳴画像診断装置（MRI）　一式

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県病院局経営管理課

茨城県水戸市笠原町978番６

3　落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成18年10月４日

4　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社自治体病院共済会

東京都千代田区紀尾井町３番27号

5　落札金額又は随意契約に係る契約金額

184,900,000円（消費税及び地方消費税抜き額）

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　入札公告日又は告示日

平成18年８月24日

8　落札方式

最低価格

1　落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

全身用X線コンピュータ断層撮影装置（CT）　一式

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県病院局経営管理課

茨城県水戸市笠原町978番６

3　落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成18年10月４日

4　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

東芝メディカルシステムズ株式会社茨城支店

茨城県つくば市梅園２丁目２番２号

5　落札金額又は随意契約に係る契約金額

118,900,000円（消費税及び地方消費税抜き額）

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　入札公告日又は告示日

平成18年８月24日

8　落札方式

最低価格

## 正　　誤

平成18年３月31日付け茨城県報号外第55号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|
| 9 | 上から17 | 第８条の６ | 第６条の８ |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも１月 金　３，０６０円）

発　行　　茨　城　県

購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６
茨城県総務部総務課
電話番号　029（301）１１１１（代）